

## 道路敷地・用地一時使用に係る留意事項等

- 1 道路施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には、道路管理者の指示に従い対応し、しかるのち原形に復旧すること。なお、これに係る費用は届出者が負担すること。
- 2 設置した仮設物等は、道路管理に支障が生じた場合又は道路管理者から指示があったときは、直ちに撤去すること。
- 3 道路の一時使用に起因し、事故（第三者へ与えた損害を含め）が生じた場合、速やかに道路管理者に連絡するとともに、その指示に従い対応すること。なお、これに係る費用は届出者が負担すること。
- 4 使用後の後片付け、清掃等入念に行い、原形復旧すること。
- 5 ごみ等が出た場合には、持ち帰り処分すること。
- 6 歩行者・自動車等の道路交通に支障がないよう十分に留意すること。